

事例： 70歳 女性 美容室経営の場合

① キーワード 生活保護

② 債務額 約165万円 消費者金融1社・日掛け1社・個人100万円

③ 収入 年金5万円 生活保護5万円

④ 生活費 9万円

⑤ 相談概要

- 現在、約165万円の債務がある（消費者金融1社・日掛け1社・個人100万円）。
- 生活保護を受けており、返済する金がない。

⑥ 相談までの経緯

- 昭和9年生まれ 美容室経営 独身 一人暮らし 他県に姉がいる
- 2003年より生活保護受給
- 収入 国民年金 月約10万円 生活保護費月約5万円 合計月約10万円
- 20年から25年前くらいから、知人Aにお金を借り出した。
- 借金は生活費の不足を補うため
- 勧められると断るのイヤな性格のため毛皮や着物、宝石の購入もしている。
- 知人A（美容室の客だった）から、借入金が1,000万円を超えているとと言われ、現在住んでいる家を返済のためにAに渡した。今は、Aが大家で自分は借家人として住んでいる。家賃月4万円。（家を渡した時期は聴きそびれ
- 平成14年に入院。その入院費とそれまで借りていた借金の返済のため、年金を担保で金を借りた（約90万円）。そのため平成14年12月24日～平成16年7月の間は年金をもらえなかった。
- 退院後（平成16年8月5日）、日掛けから20万円借りた。
- 消費者金融は、平成9年くらいから借りている。
- 知人Bからも借入金がある。200万円借りて現在100万円残っている。
- 借用書と返済の記録は全てBが持っており、自分の手元にはなにも残っていない。
- 食事は隣人からおかげを分けてもらったりしている。電話代などのお金も借りている。

⑦ カウンセリングの経過

<初回面談>

高齢で病弱とのことであったため、相談者宅を訪問した。事情は別紙のとおり。相談者はこれまで何度か破産手続きを周囲から勧められていたらしい（市役所の生活保護担当者など）。が、説明がよくわからず、また、あちらに行けこちらに行けとあちこち紹介され、面倒になってしまったらしい。すぐに弁護士相談の予約を入れたところ、法律扶助の手続きをするための準備書類の説明があったので相談者に伝え、必ず相談に行くようにと伝え、終了。

<2回目以降>

初回面談後、紹介者の女性から相談者が約束どおり弁護士事務所を訪ねたこと、弁護士が受任したこと等の報告があった。

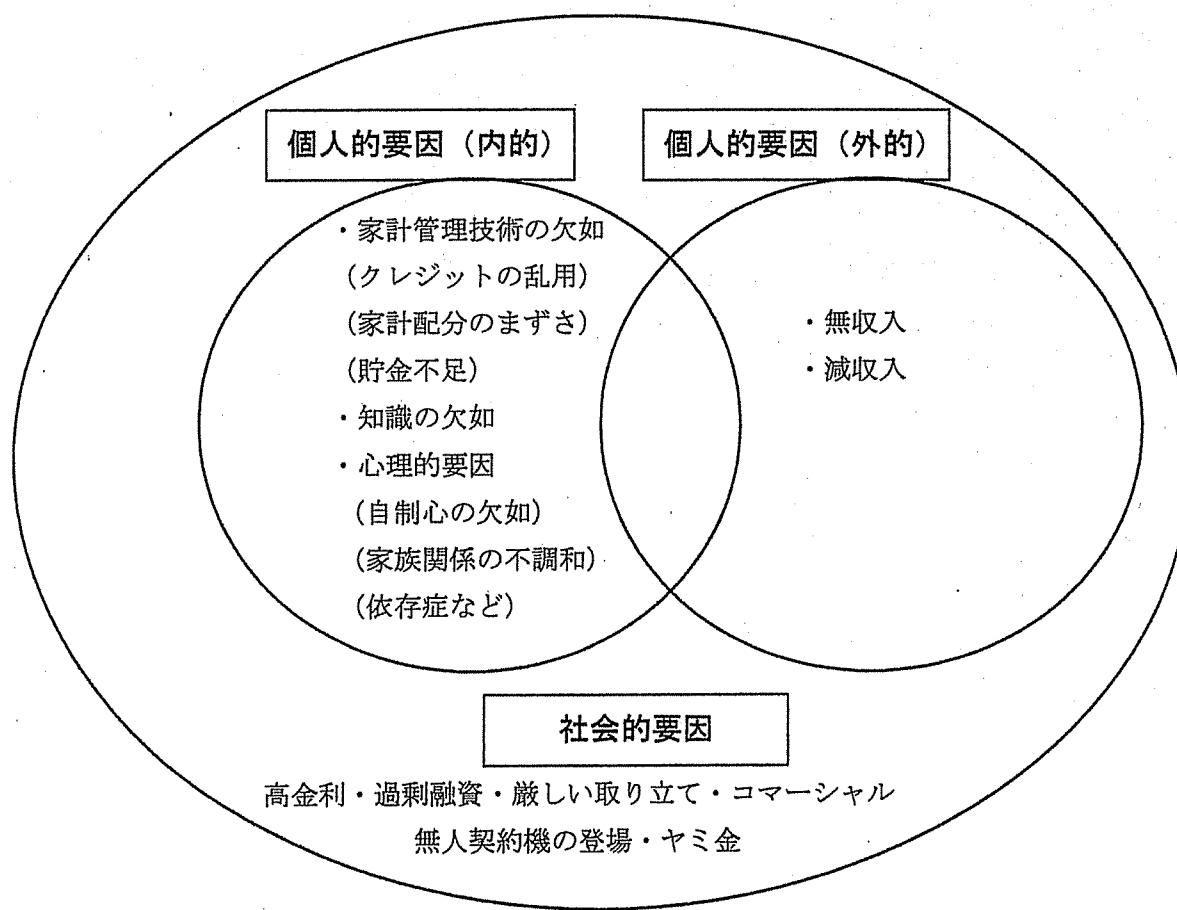
その他

当NPO支援グループメンバーの紹介で以前身内の相談をした女性から、隣人の相談にのってほしいと連絡。相談者は、高齢で病弱ということもあり本人の自宅を訪ねて聞き取りをした。

相談事例から見えてくるもの

- ・多重債務者問題の複雑さ
- ・支援活動の必要性
- ・教育の重要性

多重債務者問題の背景



平成15年度 熊本県消費者被害防止地域連絡会レジュメより
熊本県金融広報アドバイザー 詫間幸江・徳村美佳・松岡由利子